

第 1 5 3 8 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成 2 8 年 7 月 2 0 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 7 時 2 6 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—開 会—

—公 開—

(議決事項)

第6号 職員の任命発令式等の一部改正について (総務課・学校企画課)

第7号 教員免許更新制に関する規則の一部改正について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第23号 平成28年度教育委員会の点検・評価に係る報告書について
(総務課)

第24号 平成28年度全国高等学校総合体育大会について (保健体育課)

第25号 島根県立図書館協議会委員の一部改選について (社会教育課)

第26号 島根県社会教育委員の改選について (社会教育課)

————— 以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

第8号 いじめ重大事態調査報告書(案)について (教育指導課)

————— 以上原案のとおり議決

(協議事項)

第6号 平成29年度県立高等学校の入学定員について (学校企画課)

————— 以上資料に基づき協議

(報告事項)

第27号 県立学校非常勤嘱託職員に係る不適切事案について (総務課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

鴨木教育長 岡部委員 原委員 広江委員 森委員 藤田委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

片寄教育監	全議題
今岡教育次長	全議題
嶋田参事	公開議題
春日参事	公開議題、議決第8号
野口参事	公開議題
村木教育センター所長	公開議題
松本総務課長	全議題
錦織総務課調整監	公開議題
井手教育施設課長	公開議題
高橋学校企画課長	公開議題、議決第8号、協議第6号
津森県立学校改革推進室長	公開議題、協議第6号
竹下地域教育推進室長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題、議決第8号
柿本教育指導課上席調整監	公開議題、協議第6号
三島特別支援教育課長	公開議題、報告第27号
佐藤保健体育課長	公開議題
福間社会教育課長	公開議題
坂根人権同和教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題
小塚世界遺産室長	公開議題
広江文化財課管理監	公開議題
鈿福利課長	公開議題
山本教育センター教育企画部長	公開議題
堀学校企画課企画幹	議決第8号
梅木学校企画課企画人事主事	議決第8号
手銭学校企画課企画人事主事	協議第6号
野津学校企画課企画人事主事	協議第6号
錦織教育指導課調整監	議決第8号

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

小村総務課課長代理	全議題
児玉総務課人事法令グループリーダー	全議題
安食総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	2件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	4件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	0件
	協議事項	1件
	報告事項	1件
	その他事項	0件
署名委員	原委員	

(議決事項)

第6号 職員の任免発令式等の一部改正について(総務課・学校企画課)

○松本総務課長 議決第6号職員の任免発令式等の一部改正についてお諮りする。

資料1の1ページをご覧ください。任免発令式とは、教職員の任免発令に関して、標準的な発令文言等をまとめたものである。教育委員会では、職員の任免発令式、教育職員の任免発令式、市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の任免発令式の三つを定めて発令事務を行っているところである。今回は、この三つの任免発令式を、知事部局の職員の任免発令式改正にあわせて、文言整理や不要な項目の削除及び表現の統一等を行うものである。

改正内容についてだが、2(1)職員の任命発令式は、アのとおり再任用職員にかかる発令文言を知事部局の発令式に準じて改正する。また、イのとおり現業業務の見直し完了に伴い技術員にかかる規定を削除する。資料1の4ページ、15(1)ア及びイをご覧ください。再任用職員に関して、「〇〇円を給する」の文言を削除する。再任用職員については、級ごとに一つの金額の設定しかないため、「〇〇職〇級とする」と表記すれば足りると判断したものである。次に資料1の3ページをご覧ください。技術員の職に関する規定そのものを削除している。これは、全庁的に現業業務の見直しを実施してきた結果、平成27年度末で技術員がいなくなったため発令式自体が不要となったものである。

2(2)教育職員の任命発令式についてだが、アは先ほどの職員の任命発令式と同様の改正である。イは、職員の任命発令式の文言にあわせるため所要の整理を行うものである。資料1の6ページから1の17ページまで新旧対照表を掲載しているが、この箇所は「任用期間」を「任期」に、「基づき」を「より」に改めるなどの改正を行っている。

最後に、2(3)市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の任免発令式についてだが、任免の予定のない職に係る規定を削除する。資料1の18ページの新旧対照表をご覧ください。2の学校栄養主幹と主任学校栄養士の職は、栄養教諭へ移行し今後発令することがなくなったため削除する。なお、学校栄養士は期限付採用の職として残っているため、そのままとしている。また3の主幹についても、今後は発令することがないため削除するものである。以上の訓令改正に係る施行期日は平成28年8月1日とする。

―――原案のとおり議決

第7号 教員免許更新制に関する規則の一部改正について(学校企画課)

○高橋学校企画課長 議決第7号教員免許更新制に関する規則の一部改正についてお諮りする。

国の免許状更新講習規則の改正により、講習区分名称が変更されたため、教員免許更新手続き様式を規定する県の規則もあわせて改正するものである。

今回改正を行うのは、資料2の2ページの新旧対照表のとおり、様式第1号、第4号、第5号の三つの申請様式である。国の講習区分名称の変更内容については、資料2の3ページをご覧ください。旧様式の、2修了又は履修した免許状更新講習の欄であるが、上段の記載事項は「必修領域」と呼ばれるものであり、下段の記載事項は「選択領域」と呼ばれるものである。国の改正では、これまで「必修領域」の講習時間を12時間、「選択領域」の講習時間を18時間としていた枠組みを、「必修領域」を「必修領域」と「選択必修領域」の二つに分けて、各6時間の合計12時間、「選択領域」は従来どおり18時間とした。

講習の内容については、改正後の「必修領域」は広範な教育問題を内容とし、「選択必修領域」はより現代的な教育課題、例えばキャリア教育や情報モラル教育等の領域を加えたものである。なお、教科指導、生徒指導を主とする「選択領域」については、変更はない。以上のような枠組みの改正を受けて、申請様式を改正するものである。

資料2の3ページは平成21年度から交付されている新免許状所有者の申請用、資料2の4ページは旧免許状所有者の申請用、資料2の5ページは休眠状態にある旧免許状の免許効力復活申請用の様式である。

なお、施行日については、早い者は夏休み中に更新講習を修了し、10月頃には修了証明書が発行される見込みのため、十分な余裕をもって申請できるように平成28年8月1日としている。

―――原案のとおり議決

(報告事項)

第23号 平成28年度教育委員会の点検・評価に係る報告書について（総務課）

○松本総務課長 報告第23号平成28年度教育委員会の点検・評価に係る報告書についてご報告する。

資料3ページをご覧ください。1の趣旨にあるとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は教育に関する事務について、その管理及び執行の状況に係る点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出することとされている。今年も第2期しまね教育ビジョン21に基づき進められた、平成27年度の取組について点検・評価し、島根県総合教育審議会で意見を聴取した上で報告書として取りまとめ、9月県議会に提出する予定である。

点検・評価の対象となるのは2に記載のとおりで、報告書の内容については3に記載のとおりである。施策ごとに複数の基本方針があるため、その基本方針ごとに取組の概要、評価、今後の対応を整理し、その上で施策ごとの総合的な評価をしていきたいと考えている。

今後のスケジュールについては4に記載のとおりで、現在事務局で報告書案を作成中である。8月1日に開催する島根県総合教育審議会に事務局案を示して意見聴取し、再度調整した報告書を8月22日の教育委員会会議に議決事案として提案する予定である。その後、9月8日から開催される9月定例県議会に提出する予定である。

○鴨木教育長 例年、法律に従いこれらの手続きをとることとされているが、平成28年度の点検評価報告書の作成にあたって、特徴的なことがあれば説明いただきたい。

○松本総務課長 報告書の内容について、しまね教育ビジョン21には教育目標に従って26の施策があり、施策の一つ一つに基本方針が複数定められ、その基本方針に基づいて取組が定められている。昨年度までは、その取組ごとに評価し、今後の対応をまとめるまでが、点検評価報告書の整理であった。今年度は総合的な評価として、施策自体の評価を加える点に違いがある。このことは、次回の教育委員会会議で議決事案として上程するのでご確認いただきたい。

――原案のとおり了承

第24号 平成28年度全国高等学校総合体育大会について（保健体育課）

○佐藤保健体育課長 報告第24号平成28年度全国高等学校総合体育大会についてご報告する。

資料4の1ページをご覧ください。7月28日から岡山県を主会場にインターハイが開催される。中国ブロックでの開催決定は、平成17年であった。平成22年の沖縄県開催を最後に各都道府県単位での開催が一巡し、平成23年度からはブロック開催とされている。

平成22年には、島根県内で開催する競技種目が体操、柔道、ボート、テニスの4競技に決定され、昨年4月から県の実行委員会、会場地となる市町で実行委員会を設立して準備を進め、準備は万端整ったところである。

大会参加の申込状況は資料4の2ページのとおりである。7月上旬に申込みを締め切り、5種目合計で99,447人、約10万人の来県が見込まれる。昨年4月の教育委員会会議でも、宿泊先の確保についてご質問をいただいたが、資料4の1ページの7に記載のとおり、会場から概ね1時間以内の範囲で宿泊施設を確保できている。また、地元開催であることから、出場する選手以外の生徒も高校生活動として、大会期間中の競技補助はもとより、街頭でのPR活動や歓迎用草花のプランター栽培、環境美化活動などに取り組み、多くの生徒が参加している。高校生アスリートの活躍を身近に観戦できるまたとない機会であり、大勢の方にお越しいただき声援を送ってほしい。また、県外で開催される種目に出場する島根県の選手の活躍にも期待している。

○鴨木教育長 種目によっては宿泊先が広範囲に分散しているが、選手や役員等から何らかの不安や苦情は寄せられているか。

○佐藤保健体育課長 配宿業務は民間旅行会社に委託しており、宿泊施設を8区分に分

け、宿泊者に希望をとりながら手配をしている。会場から1時間以内で配宿できたこと、専用の送迎バスを確保したことで、現在実行委員会にクレーム等は届いていない。

○鴨木教育長 宿泊施設における選手への食事の提供、体調管理面で不公平が起きない配慮はされているか。

○佐藤保健体育課長 宿泊先が分散するため、保健所の協力のもと食中毒の予防や衛生管理の徹底に関する研修を各地区2回実施し、万全の態勢をとっている。

○森委員 宿泊施設がランク付けされているとのことだが、ランクの高い施設と低い施設の価格差はどのくらいか。宿泊申込時に価格希望は受け付けているか。

○佐藤保健体育課長 Aから順に8区分設けてある。学校から宿泊申込時に第1希望と第2希望の区分を受付け、配宿業者が調整を行っている。

○森委員 宿泊料金に差があっても食材費はどの施設も同程度と考えてよいか。以前、宿泊施設によって食事の量に差があったと聞いたことがある。また、ラグビー等の大柄な選手と新体操等の小柄な選手では必要な食事の量も異なると思われる。

○佐藤保健体育課長 配宿業務の委託先は、全国大会規模の配宿や食事について経験が豊富であり、県の調査で宿泊の受入希望があった施設と、個別に値段、食事、衛生管理など詳細な打ち合わせが行われている。

○鴨木教育長 宿泊先から競技会場までの移動手段の手配はどのように予定しているか。

○佐藤保健体育課長 ボートを例にすると、宿泊地の玉湯から会場までバスを30分間隔で運行し、試合開始時間に合わせきめ細かな時間配分でのピストン輸送を予定している。

○原委員 優秀な選手が集い切磋琢磨して頑張る姿を県民あげて応援したい。開催市町以外では大会チラシを見かけないが、開催市町ではチラシを配布し積極的にPRが図られているか。

○佐藤保健体育課長 大会チラシは開催市町の実行委員会を通して配布しているため、市町によって濃淡が生じているかもしれない。広報については、県が委託するテレビ番組や地元新聞で特集号を組むなどPRに努めている。

○原委員 観客が増えすぎると困ることはあるか。

○佐藤保健体育課長 観客は大勢来ていただきたい。臨時駐車場も設けているが、会場周辺の駐車場が不足するため、公共交通機関の利用をお願いしている。

―――原案のとおり了承

第25号 島根県立図書館協議会委員の一部改選について（社会教育課）

○福間社会教育課長 報告第25号島根県立図書館協議会委員の一部改選についてご報告する。

資料5の1ページをご覧ください。図書館協議会は、図書館法第14条及び島根

県立図書館条例第5条に基づき設置され、図書館長の諮問に応じることや図書館サービスについての意見を述べる役割を担うものである。このたび、委員の委嘱を依頼している団体のうち、島根県国公立幼稚園・こども園長会と島根県高等学校図書館研究会の役員に異動があったため、2名の改選を行うものである。島根県国公立幼稚園・こども園長会会長として、出雲市四絡幼稚園園長の佐藤委員から松江市立幼保園のぎ園長の飯庭委員へ、島根県高等学校図書館研究会松江地区理事として松江南高等学校学校司書専門員の漆谷委員から松江市立女子高等学校司書教諭の佐々木委員を新たに委嘱する。両委員の任期は、前委員の残任期を充てることとし、平成29年6月18日までである。

―――原案のとおり了承

第26号 島根県社会教育委員の改選について（社会教育課）

○福間社会教育課長 報告第26号島根県社会教育委員の改選についてご報告する。

資料6の1ページをご覧ください。島根県社会教育委員については、先月の教育委員会会議で答申をした翌日の6月23日に任期が満了したため、社会教育法第5条及び島根県社会教育委員に関する条例に基づき、新たに委員の委嘱を行った。任期は委嘱発令日の本年6月24日から平成30年6月23日の2年間である。

資料6の2ページに社会教育委員の名簿を掲載している。12名の委員の男女比は同比率であり、新任委員は5名である。このうち、社会教育関係団体の賀戸委員と岡本委員、家庭教育支援実践者の千原委員の3名は、各団体からの推薦を受けている。学識経験者の村尾委員は、社会教育主事としての経験が豊富で、隠岐地域から唯一の委員である。公募委員の山根委員は、6月15日に開催された選考委員会において、家庭教育支援に対する重要性の認識や課題に対する真摯な姿勢、また子育て支援グループの立ち上げや親学ファシリテーターとしての多くの実績等を評価され、社会教育委員にふさわしいとの選考結果であった。

―――原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

―非公開―

（議決事項）

第8号 いじめ重大事態調査報告書（案）について（教育指導課）

―――原案のとおり議決

(協議事項)

第 6 号 平成 29 年度県立高等学校の入学定員について (学校企画課)

――資料に基づき協議

(報告事項)

第 27 号 県立学校非常勤嘱託職員に係る不適切事案について (総務課)

――原案のとおり了承

鴨木教育長 閉会宣言 17時26分